# ものづくり補助金の政策効果に関する定量評価 の考察

千葉商科大学経済研究所客員研究員 中小企業診断士

### 1. 課題の所在

ものづくり補助金とは、「中小企業の革新的サー ビス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行 うための設備投資等を支援することで、中小企業・ 小規模事業者の生産性向上を図り、我が国経済の発 展に資する1」ことを目的とした「代表的な中小企業 向け補助金である2 |。平成24年度補正予算(2013年 3月公募開始)にはじまり、これまでに8回に渡って 7.061億円が投じられ、73,829件が採択されてきた (2020年1月8日現在)。2019年3月には最も古く実 施された平成24年度補正事業の成果が確定し、翌 年度以降の状況も明らかになりつつある。

本稿ではものづくり補助金の政策効果を定量評価 するためには、どのような指標を設定し、アプロー チすべきなのかを検討する。

# 設備投資促進の狙い

ものづくり補助金の施策の背景は、「中小企業の 経常利益は過去最高水準で好調に推移(している)一 方で、生産性については、大企業が改善傾向にある 中で、中小企業は足踏み状態(が続いている)。今後 も人手不足の継続が見込まれる中で、中小企業の生

産性向上は急務(である)。中小企業の中でも、生産 性の高い企業は、設備投資に積極的に取り組んでい る3|傾向がある、というものである。

中小企業白書は中小企業の設備投資効果について 「ROA、売上高、現預金、従業員数の指標で見ると、 投資の翌年については投資効果が顕在化しない指標 があるものの、5年後いずれの指標も統計的に有意 な水準でプラスの効果が表れることが分かる4|との 結論を導き出して設備投資の効果を認めている。

一方で、ものづくり補助金は税制優遇措置と併用 できるのだが、「租税特別措置(筆者注:本稿でいう 「税制優遇措置」のこと。)と補助金は、同様の経済的 インセンティブ付与機能を果たしている5」ものであ るから、本来なら併用は過剰な優遇施策となり好ま しくない。しかし、ものづくり補助金は同質である はずの2つの制度6を併用可能とすることで相互補完 し、補助金支出に伴う効果の最大化を図っているこ とが特徴である。

尤も併用により新たな投資を誘発できるのかとい う点について筆者は否定的な立場であるがで、推定 の域を出ない。補助金を受けた中小企業向けのアン ケート分析結果をまとめた「ものづくり補助金成果 評価調査報告8]を閲覧できれば検証できよう。いず れにせよ、税制優遇措置は投資誘因力にかかわらず、

<sup>1</sup> 経済産業省平成30年行政事業レビュー「参考資料:ものづくり:商業・サービス補助金について」2頁(2018年6月8日)(https://www.meti.go.jp/information\_2/publicoffer/review2018/kokai/ r4.pdf)

財務省歳出改革部会「中小企業、エネルギー・環境」8頁(2019年10月23日)(https://www.mof.go.jp/about\_mof/councils/fiscal\_system\_council/sub-of\_fiscal\_system/proceedings\_sk/ material/zaiseier20191023/03.pdf) o

経済産業省·前掲注(1)3頁。

中小企業庁「2019年版中小企業白書」44頁(2019年4月26日)。

新垣厚「投資促進税制としての租税特別措置法の課題・投資誘因としての租税特別措置とパテントボックス税制の検証-」21頁、(https://www.sozeishiryokan.or.jp/award/027/z\_pdf/ ronbun\_h30\_05.pdf,2020年1月8日最終閲覧)。

<sup>6 2</sup>つの制度の具体的な違いについては、新垣・前掲注(5)21-22頁を参照。

新垣・前掲注(5)53-56頁、79-81頁を参照。

全国中小企業団体中央会「ものづくり補助金成果評価調査事業(フォローアップ事業)委託事業企画書作成要領」3頁、2019年6月27日(https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/ monokouboyouryou190628.pdf,2020年1月8日最終閲覧)によると、発行部数は200部程度らしいので原本閲覧できていない。国会資料等では度々この報告書から引用されている。

税制優遇の事後的適用により、中小企業のキャッ シュフロー改善に貢献していることは事実である。

#### 3. 政策目的とロジックモデル

ものづくり補助金は継続事業ではなく、その都度 目的が設定されており、冒頭で挙げた目的は代表例 にすぎない。初期の目的は成長や競争力強化、地方 の活性化としていたが、その後は生産性の向上に軸 足が移り、直近では大規模災害の多発に対応した足 腰の強い経済を構築するためとなっている。ものづ くり補助金が当初予算で実施されたのは「平成31年 度ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」 のみで、それ以外は補正予算として実施されてきた。 それがため、その時々の政策要請に臨機応変に対応 した制度設計に修正されてきた<sup>9</sup>。

2018年6月に中小企業庁が提示したロジックモデ ルでは、中期アウトカム(最重要指標)は「事業終了 後5年以内に、支援事業の成果物が市場取引の対象 となった件数を支援事業の50%」、長期アウトカム は「事業終了後5年後の支援事業者の付加価値の15% 向上」と掲げられている10。有識者からは「アウトカ ムの「支援事業の50%を市場取引の対象にすること」 については、(中略)目標値、達成時期等について再 検討するべき。付加価値向上率3%(年率)の目標に ついて、(経営革新計画の)認定を受けた事業者と同 水準になっているが、当該補助金の支給を受けた事 業者については、より高い目標を設定するべき<sup>11</sup>」 等の指摘があった。

2019年10月23日に財務省は「ものづくり補助金の 実績をみると、『5年以内に事業化を達成した事業が 半数を超える』というKPIは達成されているが、そ もそも事業化の定義は、『開発された製品が一つ以 上販売されていること』であり、こうしたKPIは妥 当とは言えないのではないか12」等の指摘をしてい

る。中小企業庁の今後の対応に注目したい。

#### 4. 事業化の達成

最新の公募要領には「ものづくり補助金事業では 『補助事業終了後5年以内に第3段階を達成するこ と』が必須目標とされています13 と明記されてい る。ここでいう第3段階とは、図表1で定義すると おりであるが、本稿では第x段階のことを便宜上「事 業化段階x」と表現する。

図表1 事業化段階14

事業化段階	別の表現例	定義
事業化なし		
第1段階 (事業化段階1)	「事業化段階1以上」を ・事業実施件数 ・事業化あり、という。	製品・サービス等の販売 活動に関する宣伝等を 行っている
第2段階 (事業化段階2)		注文(契約)がとれている
【最重要指標】 第3段階 (事業化段階3)	「事業化段階3以上」を ・事業化の達成 ・製品が一つ以上販売されている段階 ・成果物が市場取引の対象となった件数、という。	製品・サービス等が1つ以 上販売されている
第4段階 (事業化段階4)		継続的に販売実績はある が、利益は上がっていない
第5段階 (事業化段階5)		継続的に販売実績があり、利益が上がっている
(収益納付)	· 自己負担分回収完了段階	当該補助事業に要した経費のうち自己負担分を超える収益を計上した場合に、補助金交付額に達するまで、年度ごとに所定の額を国庫納付する仕組み

さて、行政事業レビューや財務省からKPI設定と しては甘いのではないかと指摘されるなか、中小企 業庁が掲げたものづくり補助金における最重要指標 は、支援事業の終了後5年以内に、支援事業の成果 物が市場取引の対象となった「事業化段階3以上」の

これまでに実施されたものづくり補助金の事業名、目的、メニュー、主な変更点等については経済産業省・前掲注(1)11頁-12頁を参照。

<sup>10</sup> 経済産業省・前掲注(1)4頁を参照。

経済産業省平成30年行政事業レビュー「経済産業省行政事業レビュー(公開プロセス)結果」8-9頁(2018年6月8日)(https://www.meti.go.jp/information\_2/publicoffer/review2018/ kokai/ippankekka.pdf)。

<sup>12</sup> 財務省・前掲注(2)8頁。

<sup>13</sup> 沖縄県地域事務局「平成30年度補正ものづくい商業・サービス生産性向上促進補助金【2次公募要領】」52頁(沖縄県中小企業団体中央会,2019年)。

<sup>14</sup> 沖縄県地域事務局・前掲注(13)52頁ほかを参考に筆者が作成。

件数を50%とすることである(事業化の達成)。

本来なら毎年度公表されている行政事業レビュー でも事業化達成に関する進捗状況を公表するべきだ と考えるが、成果目標の達成度の評価欄には「事業 実施終了後5年以内であるため、平成26年度、27年 度、28年度、29年度、及び30年度の時点では達成 度の評価は困難15 |としか記載されていない。途中 経過も公表するよう改善を期待したい。

ところで行政事業レビューのうち、公開プロセス の対象となった2年度分の資料から採択年度別に事 業化状況の推移をみたのが図表2~4である。

図表2は平成24年度補正の事業化状況の推移であ る。事業化の達成状況は事業終了直後に20.9%で あったが、事業終了3年目で44.2%、事業終了後5年 目で52.6%となり、目標を達成している(4年目で達 成できていたのかは不明)。尚、事業終了後のフォ ローアップは5年で終了するので、最も古く実施さ れたこの平成24年度補正の事業成果は2019年3月に ようやく確定したことになる。

平成24年度補正は他の年度に比べて低位で推移 しているのが特徴であるが、事業の立ち上げ年度で スキームづくりが不十分だった、あるいは事業化リ スクが高い試作品案件が多く含まれていた等の要因 が考えられる。試作品案件は概ね毎回対象となって きたが、タイトルに試作品というキーワードが含ま れているのは、平成24年度補正の「ものづくり中小

図表2 平成24年度補正の事業化状況の推移16

	事業終了直後 2014 年 10 月	事業終了3年目 2017年3月	【確定】 事業終了5年目 2019年3月
対象事業者数	-	9,666 件 (91.9%)	9,451 件 (89.9%)
事業中断	(1.1%)	-	-
事業化あり	- (41.6%)	5,895 件 (61.0%)	-
【最重要指標】 事業化段階3以上	- (20.9%)	4,277 件 (44.2%)	5,531 件 (52.6%)

企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」だけで ある。そのため他の年度よりも多くの試作品案件を 呼び込んだ可能性や、それまで溜まっていた試作品 案件が一気に流入した可能性が否定できない。

図表3は、平成25年度補正の事業化状況の推移で ある。事業化の達成状況は事業終了2年目で52.8%、 事業終了後4年目で62.6%と推移しており、事業終 了2年目にして目標を達成している(1年目で達成で きていたのかは不明)。

図表3 平成25年度補正の事業化状況の推移17

	事業終了2年目 2017年3月	事業終了4年目 2019年3月
対象事業者数	13,382 件 (92.7%)	13,396 件 (92.8%)
事業化あり	9,417 件 (70.4%)	-
【最重要指標】 事業化段階3以上	7,061 件 (52.8%)	9,033 件 (62.6%)

図表4は、平成26年度補正の事業化状況の推移で ある。事業化の達成状況は事業終了1年目で35.1%、 事業終了後3年目で64.5%と推移しており、事業終 了3年目にして目標を達成している(2年目で達成で きていたのかは不明)。

図表4 平成26年度補正の事業化状況の推移18

	事業終了1年目 2017年3月	事業終了3年目 2019年3月
対象事業者数	12,319 件 (93.8%)	12,320 件 (93.8%)
事業化あり	6,820 件 (55.4%)	-
【最重要指標】 事業化段階3以上	4,330 件 (35.1%)	8,470 件 (64.5%)

以上のように、ものづくり補助金は、概ね中小企 業庁自身が掲げる目標を達成できており、あるいは 達成に向けて順調に進捗していることがわかる。こ のような達成率の高さは、中小企業自身の努力によ

<sup>15</sup> 経済産業省「令和元年基金シートの最終公表」21ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業基金(2019年9月30日)(https://www.meti.go.jp/information\_2/ publicoffer/2019fykikin.html,2020年1月8日最終閲覧)。

<sup>16</sup> 経済産業省・前掲注(1)6頁、財務省・前掲注(2)8頁、経済産業省平成27年行政事業レビュー「参考資料:ものづくり・商業・サービス革新事業について」4頁(2015年6月11日)(https://www. meti.go.jp/information\_2/publicoffer/review2015/koukai/h27\_s2.pdf)を参考に筆者が作成。

<sup>17</sup> 経済産業省・前掲注(1)6頁、財務省・前掲注(2)8頁を参考に筆者が作成。

<sup>18</sup> 経済産業省・前掲注(1)6頁、財務省・前掲注(2)8頁を参考に筆者が作成。

るところが大きいが、一方で財務省や行政事業レ ビューが指摘するように、低いハードル設定になっ ている可能性は否定できない。

筆者は事業化段階3は通過点にすぎず、継続的に 売れている状態である事業化段階4以上を目標とし て設定すべきだと考える。

事業化段階4は継続的に売れているが商品単体で は赤字の状態であり、黒字転換することで事業化段 階5となる。ここでいう損益とは粗利益ではなく、 粗利益から販売費及び一般管理費(貢献割合に応じ て配賦した額)を差し引いたものである19。事業化 段階4は人件費などの固定費的要素が強い販売費及 び一般管理費の一部を吸収しており、経営に対して 一定の貢献をしているといえよう。

また継続的に売れているということは、市場から も一定の支持を得ているということである。基礎研 究ではなく実用化段階にあるものづくり補助金は マーケットインで進めるべきであり、その意味でも 市場の支持を得ているという強いアドバンテージは 評価に値する。事業化段階4以上を50%とする目標 設定は、考え方としても、負荷としても適切なので はなかろうか。

### 5.投資の同収

財務省は平成24年度補正の追跡調査により図表5 を提示し、「平成28年度の時点で補助対象事業に生 じた収益が、元々の投資額の3分の1(自己負担分) を超えている企業は1%にも満たない。補助金によ り誘発された設備投資等は、企業の収益や生産性の 向上にあまり繋がらなかった可能性がある20」と指 摘している。図表5の「事業化段階5かつ収益納付」 欄を指している。

適切な投資回収期間の考え方は様々であるが、例 えば法定耐用年数を基準に考えたとき、熱供給業用

図表5 収益納付の状況(2017年3月時点)21

	事業終了3年目	事業終了2年目	事業終了1年目
	H24 補正	H25 補正	H26補正
対象事業者数	9,666 件	13,382 件	12,319 件
事業化段階3以上	4,277 件	7,061 件	4,330件
	(44.2%)	(52.8%)	(35.1%)
事業化段階5	69 件	38 件	7件
かつ収益納付	(0.71%)	(0.28%)	(0.06%)

設備は17年、食料品製造業用設備は10年、林業用設 備は5年など様々である。それを3年経過時点で一律 に投資回収の状況を評価することには疑問が残る。

また「(ものづくり補助金は)老朽化対策等にメ ニューを拡大するのではなく、革新的な設備投資や サービス開発・試作品開発に政策資源を特化すべき22」 との指摘があったように、設備更新よりも事業リス クが高い設備投資を対象としている点も考慮する必 要があろう。

収益納付は重要な指標となり得るが、他の指標と 組み合わせたうえで結論を導く必要があるのではな かろうか。なぜなら新商品開発なのか、プロセス改 善なのか、ものづくりなのかサービスなのか、社歴 や売上規模、既存商品のラインナップ等で、成長曲 線もリスクも全く異なるからである。

# 6. 生産性の向上

ものづくり補助金では生産性の向上が一つの目標 となっている。生産性の指標は様々であるが、本稿 では特に付加価値額の伸びに着目していきたい。

応募にあたって中小企業は、必ず「3~5年計画で、 「付加価値額 |年率3%及び「経常利益 |年率1%の向上 を達成する計画23」を策定している。また、先に示 したロジックモデルも「支援事業者の付加価値15% 向上」を目標とすることで施策の整合性を図ってい る。それがため付加価値の伸びを検証することは妥

<sup>19</sup> 沖縄県地域事務局「平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金【補助事業の手引き】(2次公募) 194頁(沖縄県中小企業団体中央会、2019年)

財務省財政制度分科会「議事録:財政制度分科会」(2017年11月29日開催) (https://www.mof.go.jp/about\_mof/councils/fiscal\_system\_council/sub-of\_fiscal\_system/proceedings/ proceedings/zaiseia291129.htm)を参考に筆者が要約。

財務省財政制度分科会「エネルギー・環境、中小企業」29頁(2017年10月17日)(https://www.mof.go.jp/about\_mof/councils/fiscal\_system\_council/sub-of\_fiscal\_system/ proceedings/material/zaiseia291017.html)。を参考に筆者が作成。

経済産業省平成27年行政事業レビュー「経済産業省 行政事業レビュー(公開プロセス)結果」3枚目(2015年6月11日)(https://www.meti.go.jp/information\_2/publicoffer/review2015/ revewkekka.pdf)

<sup>23</sup> 沖縄県地域事務局・前掲注(13)11頁。

当であろう。ここでいう付加価値の定義は、「営業 利益+人件費+減価償却費24」である。

図表6は平成24年度補正の付加価値の変化の推移 である。付加価値が増加した事業者数は6割を超え、 付加価値の増加分は事業終了3年から5年目にかけ て2年間で2.0倍になっている。今回が最終報告であ るが、ロジックモデルが立てた目標値15%を達成し ていることがわかる(4年目で達成できていたのか は不明)。

図表6 平成24年度補正の付加価値変化の推移25

予算額: 1,007 億円 採択事業者数: 10,516 件	事業終了3年目 2017年3月	【確定】 事業終了5年目 2019年3月
対象事業者数	9,568 件 (91.0%)	9,451 件 (89.9%)
売上高が増加した事業者数 (増加事業者割合)	6,195 件 (64.7%)	_
売上高総計の増加分 (増加率) ※中小企業全体	1兆 3,202 億円 (12.3%) ※ 6.6%	_
付加価値が増加した事業者数 (増加事業者割合)	6,153 件 (67.2%)	6,666 件 (63.4%)
付加価値額総計の増加分 ※中小企業全体	4,098 億円 (11.6%)	8,161 億円 (23.4%) ※ 15.5%

図表7は、平成25年度補正の付加価値の変化の推 移である。付加価値が増加した事業者数は9割を超 え、付加価値の増加分は事業終了2年から4年目に かけて2年間で1.9倍になっている。事業終了4年目 でロジックモデルが立てた目標値15%を達成してい る(3年目で達成できていたのかは不明)。

図表8は平成26年度補正の付加価値の変化の推移 である。付加価値額が増加した事業者数は9割を超 え、付加価値の増加分は事業終了1年から3年目に かけて2年間で3.5倍になっている。事業終了3年目 でロジックモデルが立てた目標値15%を達成してい る(2年目で達成できていたのかは不明)。

以上のように、ものづくり補助金に取り組んだ中

図表7 平成25年度補正付加価値変化の推移26

予算額: 1,400 億円 採択事業者数: 14,431 件	事業終了2年目 2017年3月	事業終了4年目 2019 年3月
対象事業者数	13,413 件 (92.9%)	13,396 件 (92.8%)
売上高が増加した事業者数 (増加事業者割合)	8,425 件 (62.8%)	-
売上高総計の増加分 (増加率) ※中小企業全体	1兆 261 億円 (7.5%) ※ 4.7%	-
付加価値が増加した事業者数 (増加事業者割合)	8,588 件 (64.0%)	9,118 件 (63.2%)
付加価値額総計の増加分 ※中小企業全体	3,950 億円 (9.6%)	7,468 億円 (18.7%) ※ 13.8%

図表8 平成26年度補正付加価値変化の推移27

予算額:1,020 億円 採択事業者数:13,134 件	事業終了1年目 2017年3月	事業終了3年目 2019 年3月
対象事業者数	12,330 件 (93.9%)	12,320 件 (93.8%)
売上高が増加した事業者数 (増加事業者割合)	6,931 件 (56.2%)	_
売上高総計の増加分 (増加率) ※中小企業全体	2,111 億円 (1.0%) ※ 3.0%	_
付加価値が増加した事業者数 (増加事業者割合)	7,298 件 (59.2%)	8,058 件 (61.4%)
付加価値総計の増加分 ※中小企業全体	1,770 億円 (5.1%)	6,110 億円 (18.1%) ※ 10.4%

小企業の付加価値額の増加分はロジックモデルが立 てた15%増を達成し、更に中小企業全体の伸びを上 回っていることがわかる。ただし、これには、もと もと余力がある中小企業が取り組んでいるだけなの ではないか等の疑問が残る28。指標を単独評価する のではなく、他の指標と併せて評価していく必要が ある。

<sup>24</sup> 沖縄県地域事務局・前掲注(13)64頁。

<sup>25</sup> 経済産業省・前掲注(1)7頁、財務省・前掲注(2)8頁を参考に筆者が作成。

<sup>26</sup> 経済産業省・前掲注(1)7頁、財務省・前掲注(2)8頁を参考に筆者が作成。

<sup>27</sup> 経済産業省・前掲注(1)7頁、財務省・前掲注(2)8頁を参考に筆者が作成。

<sup>28</sup> 詳しくは、中小企業庁・前掲注(4)41頁に詳しい。

#### 7. 経済波及効果

2015年6月に中小企業庁は、「24年度の補正事業 に関しましては(中略)確定金額としましては796億 円を市中に供給したものでございます。もちろん、 補助金でございますから事業者が自己負担をしてお ります。残り3分の1の部分は事業者の自己負担で すし、それに伴いまして補助対象外の経費、例えば 工事費等は自己負担しているわけでございまして、 それが774億円、市中に1,570億円のお金を回す効 果があった。直接的な効果は1.97倍ということでご ざいます。(中略) 25年度もしかるべき2.3倍程度の 経済的なお金が回った効果があった29」と説明して いる。2年度分を合計すると2.2倍となる。

	H 24 補正	H25 補正	合計
申請数	23,971 件	36,917 件	60,888 件
採択数	10,516 件	14,431 件	24,947 件
採択決定額	(確定額) 796 億円	1,361 億円	2,157 億円
事業者負担額	774 億円	1,812 億円	2,586 億円

3.173 億円

2.33 倍

4.743 億円

2.20 倍

1,570 億円

1.97 倍

事業総額

直接的な効果

図表9 波及効果(2015年3月時点)30

その後2018年6月に中小企業庁は「補助事業の実 施による売上高の増加が、製品の原材料・部品の調 達などの関連産業に及ぼす波及効果を試算した。平 成27年度補正事業の実施企業では、754億円の売上 増(直接効果)を得ており、間接効果を合計した総合 効果は、2,003億円31と大きな経済効果を得られて いることが把握できる32」と説明し、「投入した予算

より上回る効果も得ているということで、一定程度 の目標を達成してきているのではないかというふう に考えている33」と報告している。ここでいう直接 効果とは、アンケート調査結果より把握された産業 別の売上高の増加分(実数)の合計値のことであり、 間接効果とは、1次波及効果(直接効果に伴う需要増 加を満たすために必要となる生産の増加)と2次波 及効果(雇用者所得増に伴う生産の増加)をいう<sup>34</sup>。

2019年5月には「中小企業庁によると、ものづく り補助金を活用した企業の売り上げ増加率は平均 18%で、中小企業全体の平均の1.6倍に当たります。 また、売り上げ増加額への効果は5.6兆円、経済波 及効果は15兆円に上ると見込まれます35」との報告 もあるが、検証はできていない。

以上により、ものづくり補助金は一定の経済効果 を発揮したと評価できよう。ただし、それが他の補 助金や経済政策よりも費用対効果が高かったのかは 別途研究する必要がある。

ところでマクロ経済モデルでは、一般的に補助金 は総余剰を縮小させるとされるが、ものづくり補助 金は総賃金の1%賃上げ等に取り組む中小企業を優 遇(加点)すること36で外部経済をつくり出し、総余 剰を拡大させている可能性があると筆者は考えてい る<sup>37</sup>。

# 8. 他の施策との連動による相乗効果

ものづくり補助金は、他の施策を積極的に取り込 んで相乗効果を図ろうと試みている38。

例えば、国の政策方針に沿った中小企業は優遇さ れ、総賃金の1%賃上げ等に取り組むと加点される、 あるいは小規模事業者が小規模型に応募するときは

<sup>29</sup> 経済産業省平成27年行政事業レビュー「議事録:2.ものづくり・商業・サービス革新事業」(2015年6月11日) 3頁(https://www.meti.go.jp/information\_2/publicoffer/review2015/koukai/ h27 q2.pdf)

経済産業省平成27年行政事業レビュー「参考資料:ものづくり・商業・サービス革新事業について」(2015年6月11日) 3頁(https://www.meti.go.jp/information\_2/publicoffer/review2015/ koukai/h27\_s2.pdf)を参考に筆者が作成。

経済産業省平成30年行政事業レビュー「議事録:砂ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」2頁(2018年6月8日)(https://www.meti.go.jp/information\_2/publicoffer/review2018/ kokai/giji4.pdf)によると、平成27年度補正事業で実施した企業の売上高について産業連関表を用いて波及効果を計算した値

<sup>32</sup> 経済産業省·前掲注(1)8頁。

<sup>33</sup> 経済産業省·前掲注(31)2-3頁

経済産業省・前掲注(1)8頁。より正確には、平成27年度補正事業の全採択者数(7,948者)の約60%にあたる4,641者の合計値である。

公明党「ものづくり補助金」2019年5月24日(https://www.komei.or.jp/komeinews/p30499/,2020年1月8日最終閲覧)。

沖縄県地域事務局·前掲注(13) 33頁。

土居丈朗「入門公共経済学第2版」157-158頁、356頁(日本評論社,2018年)を参考。

この小項目は特に注意書きがない限り、沖縄地域事務局・前掲注(13)を参考にしている

# 查報告

補助率を2分の1から3分の2に引き上げる等である。 また、各種事業計画を策定し行政機関の承認を得て いる場合は加点されるという仕組みをつくって、そ の活用促進を図っている。代表的なものは経営革新 計画(提出先:都道府県知事)であろう。

経営革新とは、事業者が新事業活動を行うことに より、3年乃至5年で付加価値額又は一人当たりの 付加価値額を年率3%以上伸び、かつ経常利益が年 率1%伸びる計画である。ものづくり補助金の事業 計画と類似点が多く相乗効果が期待できる。承認さ れた中小企業は県のホームページ等で公表されてい ることから、会社名、取得時期、テーマ等を抽出し、 やはり公表されているものづくり補助金の採択案件 一覧との関連性を検証することで相乗効果が測定で きる可能性がある。ただし、「(ものづくり補助金に) 採択された事業者の大半が、野心的な経営革新計画 の策定等(をしている) 39 | との報告もあり、関連性 は高い可能性が示唆される。

### 9. 金融支援による政策効果低下の阻止

ものづくり補助金をはじめとする各種補助金は、 原則として前払いはなく、一旦自社で全額を立て替 えて、事業完了後に補助金が振り込まれる仕組みで ある。そのため、中小企業が補助金に採択されて直 面するのが資金繰りの問題である。資金繰りができ なければ、辞退せざるを得ない。例えば平成28年 度補正事業においては、採択6,157件に対して3.9% 近くが辞退等をしている40。理由は資金繰り以外に もあるだろうが、一定割合で生じていると推察され る。これでは審査等に係った費用がムダになり、辞 退した中小企業分の予算が未消化となり、政策効果 が弱まってしまう。

そのため、中小企業庁及び金融庁は金融機関等に 対してつなぎ融資の円滑化に向けた協力要請を行っ ている41。また、交付決定された補助金を電子記録 債権として登録して金融機関に担保譲渡することも 可能となっている42。

こうした金融支援は、政策効果を必ずしも高める ものではないが、放置することによって生じる政策効 果の低下を阻止する機能を有していると評価したい。

また、「2.設備投資促進の狙い」で述べたとおり、 税制優遇措置との併用を認めることによってキャッ シュフローを改善できることから、筆者は金融支援 的機能を果たしていると考えている。なお、政策効 果の測定として税制優遇措置の適用件数や金額を調 べるにあたっては、毎年度、財務省が公表している 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告 書」に拠るが、ここからものづくり補助金の該当分 を抽出するには、中小企業庁等による精査を待たな ければならない。

#### 10. おわりに

本稿は、代表的な中小企業向けの補助金である「も のづくり補助金」の政策効果を定量評価するために は、どのような指標を設定し、アプローチすべきな のかを検討してきた。具体的には、事業化の達成、 投資の回収、付加価値額の伸び、経済波及効果につ いて検討を加えた。

また政策効果を最大化しようとする仕組みづくり にも触れることで、今後の補助金スキームづくりの ヒントとした。具体的には、他施策との連動による 相乗効果と金融支援による政策効果低下の阻止への 言及である。

本稿で一貫して言えることは、一つの指標で直ち に評価するのではなく、他の指標の動きと考え併せ て実態を正しく把握し、そのうえで指標が持つ意味 を考えることが肝要である、という基本姿勢である。 その意味では誌面の都合で扱うことができなかった 定性評価も重要な指標に変わりがないことを指摘し ておきたい。

<sup>39</sup> 財務省·前掲注(2)8頁。

<sup>40</sup> 経済産業省·前掲注(1) 14頁。

中小企業庁「補助金交付までの間の事業資金に対するつなぎ融資の円滑化を図るための要請について」2013年11月7日(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sogyo/2013/ 131106tunagi.htm,2020年1月8日最終閲覧)。

沖縄地域事務局·前掲注(13)37頁。